

国立大学法人高知大学におけるコンプライアンス通報等規則

平成 20 年 2 月 27 日
規則 第 56 号

最終改正 令和 5 年 4 月 13 日規則第 9 号

(目的)

第 1 条 この規則は、国立大学法人高知大学（以下「法人」という。）におけるコンプライアンスを推進し、コンプライアンスに関する通報又は相談の適正な処理を図るため必要な事項を定め、もって法人の社会的信頼の維持及び業務運営の公平・公正性の確保に資することを目的とする。

(通報制度)

第 2 条 法人の業務運営に関する違法、不正又は不当な行為（以下「違法行為等」という。）の早期発見のための通報制度については、法人規則及び公益通報者保護法（平成 16 年法律第 122 号）その他法令に特段の定めがあるもののほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第 3 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員等 法人の役員及び職員（派遣労働者等法人の業務を行う者であって法人の役員及び職員以外のものを含む。）をいう。
- (2) コンプライアンス 法人又は職員等が法人の業務遂行において法令、法人規則等を遵守することをいう。
- (3) コンプライアンス通報 職員等が不正の目的でなく、違法行為等の発生又はそのおそれを第 7 条に規定する通報窓口に通報することをいう。
- (4) 通報者 コンプライアンス通報を行う者をいう。
- (5) 被通報者 コンプライアンス通報において違法行為等にかかわっているとされる者又は組織をいう。
- (6) コンプライアンス推進責任者 各部局（各学系、各学部（附属施設を含む。ただし医学部附属病院を除く。以下同じ。）、医学部附属病院、大学院総合人間自然科学研究科、保健管理センター、各学内共同教育研究施設、海洋コア国際研究所、各機構及び事務局）の長をいう。

(職員等の責務)

第4条 職員等は、法人におけるコンプライアンスの重要性を深く認識し、常に教育・研究の発展に寄与するため公平かつ公正な職務の遂行に努めなければならない。

2 職員等は、第12条に規定する調査に対しては、正当な理由がない限り、応じなければならない。

(コンプライアンス推進責任者の責務)

第5条 コンプライアンス推進責任者は、法人の業務において管理、監督又は指導する立場にある者として、自己の管理、監督又は指導する部局において、コンプライアンスの推進が図られるよう努めなければならない。

(管理者及び副管理者)

第6条 学長は、コンプライアンス通報を総括する。

2 学長の下に、コンプライアンス管理者（以下「管理者」という。）及びコンプライアンス副管理者（以下「副管理者」という。）を置き、管理者に安全・安心機構長を、副管理者に安全・安心機構倫理・人権部門長をもって充てる。

3 管理者は、法人におけるコンプライアンス通報に関する業務を管理し、副管理者は、管理者を補佐する。

(通報窓口)

第7条 法人に、職員等からのコンプライアンス通報の対応及び違法行為等に該当するかを確認する等の相談を行う通報窓口を総務部総務課に設置する。

2 前項の通報窓口に、コンプライアンス通報の適切な管理のため、通報受付者を置き、次の各号に掲げる者をもって充てる。

(1) 総務課長

(2) 総務課の課員から管理者が指名する者

(コンプライアンス通報)

第8条 職員等は、法人又は法人の業務に従事する場合における職員等に次の各号のいずれかに該当する違法行為等を認めたとき、又は違法行為等の可能性があると思料するときは、通報窓口はその内容をコンプライアンス通報できる。

(1) 法令、法人規則等に違反し、又は違反するおそれのある行為

(2) 個人の生命、身体、財産その他権利利益を害し、又は害するおそれのある行為

(3) 前2号に掲げるもののほか、法人の社会的信頼又は業務運営の公平・公正性を失わ

せ、又は失わせるおそれのある行為

2 前項の規定によるコンプライアンス通報の方法は、次の各号のいずれかにより行うものとする。

- (1) 電子メール
- (2) 書面（封書）（別記様式）
- (3) 面談
- (4) 電話

3 前項第2号に定める書面（封書）によらずコンプライアンス通報する場合は、別記様式の記載内容を満たしていれば足りるものとする。

4 前2項の規定により行うコンプライアンス通報は、顕名によるものとし、違法行為等を確実に証する資料がある場合は、匿名によることができる。

（職員等以外からの通報）

第9条 職員等以外からの法人又は法人の業務に従事する場合における職員等の違法行為等に係る通報については、前条の規定に準じて取り扱うものとする。

（通報者の責務）

第10条 通報者は、誠意をもって客観的で合理的根拠に基づくコンプライアンス通報を行うものとし、虚偽の通報、人事上の処遇の不满、ひぼう中傷等その他の不正の目的をもって行ってはならない。

2 学長は、前項に定める不正の目的でコンプライアンス通報を行った者に対し、法人規則等に基づき処分を課することができる。

（管理者、副管理者及び通報受付者の責務）

第11条 通報受付者は、コンプライアンス通報を受けたときは、副管理者を通して管理者へ報告するものとする。

2 報告を受けた管理者は、コンプライアンスに当たるか否かを判断し、コンプライアンスに該当しないと判断された案件については、他の相談窓口への調整を行う。

3 管理者、副管理者及び通報受付者は、通報者の氏名を他の者に開示してはならない。ただし、不正の目的でコンプライアンス通報を行ったと認めた場合又は通報者の同意を得た場合は、この限りでない。

（調査等）

第12条 管理者は、コンプライアンス通報を受けたときは、その旨を学長に報告し、副管

理者は、通報された内容に関する事実関係の調査を、必要に応じ、関係各部署のコンプライアンス推進責任者に依頼するものとする。

- 2 副管理者は、コンプライアンス推進責任者等から前項の調査の結果を受け、管理者に報告するものとする。
- 3 管理者は、前項の報告を受け、コンプライアンス通報の受理又は不受理を決定したときは、直ちにその内容を通報者（匿名によるコンプライアンス通報の場合を除く。）に書面で通知しなければならない。
- 4 前項の通知は、通報受付者がコンプライアンス通報を受けた日から 20 日以内に行わなければならない。
- 5 管理者は、コンプライアンス通報に係る通報者の氏名及び通報等の経緯、内容、証拠等の記録を厳重に保管し、これらの記録の漏えい、滅失又はき損をしてはならない。

（コンプライアンス委員会）

第 13 条 管理者は、前条によりコンプライアンス通報を受理した場合、必要に応じコンプライアンス委員会（以下「委員会」という。）を招集し、事実関係の調査を指示することができる。

- 2 委員会については、別に定める。

（学長への報告）

第 14 条 管理者は、前条の委員会の調査結果を学長に報告するものとする。

- 2 管理者は、前項の報告を行う際は、違法行為等又はその可能性を認めた理由若しくは違法行為等がないと認めた理由を明らかにして行うものとする。

（学長が行う措置）

第 15 条 学長は、管理者の報告により違法行為が明らかになった場合には、必要に応じ当該違法行為等を停止し、又は適法な状態に回復するために必要な措置をとるとともに、再発防止のための措置を講じなければならない。また、当該違法行為等に関与した者に対し、法人規則等に基づき処分を課すことができる。

- 2 学長は、相当な理由なしに、単に通報がなされたことのみをもって、被通報者に対し、法人規則等に基づく処分その他不利益な取り扱いをしてはならない。

（コンプライアンス通報を行った者の保護）

第 16 条 学長は、当該コンプライアンス通報を行ったことを理由として、通報者に対して、人事、給与その他の身分及び勤務条件等に関し、いかなる不利益な取扱い（事実行為を

含む。以下同じ。)を行ってはならない。ただし、コンプライアンス通報の内容が第 10 条第 1 項の規定に違反していると認めた場合は、この限りではない。

- 2 通報者は、コンプライアンス通報を行ったことを理由として不利益な取扱いを受けたときは、管理者に申し立てることができる。

(個人情報保護)

第 17 条 この規則に定める業務に携わる者、調査協力者及び通報者は、通報された内容及び調査で得られた個人情報を調査等に必要な場合を除き開示してはならない。

- 2 学長は、正当な理由なく個人情報を開示した者に対し、法人規則等に基づき処分を課すことができる。

(フォローアップ)

第 18 条 学長は、通報者が第 16 条第 1 項に規定する不利益な取扱いを受けたとき、又は受けるおそれがあると認めるときは、その回復又は防止のために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 学長は、コンプライアンス通報に係る事実がないことが判明した場合において、関係者の名誉が害されたと認めるときは、事実関係の公表その他関係者の名誉を回復するために必要な措置を講じなければならない。

(通知)

第 19 条 管理者は、通報者(匿名によるコンプライアンス通報の場合を除く。)に対して、調査結果及び是正結果について、被通報者の個人情報に配慮しつつ遅滞なく書面で通知しなければならない。

(秘密保持義務)

第 20 条 管理者、通報受付者、コンプライアンス通報に係る調査に関与した者等は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(利益相反関係の排除)

第 21 条 管理者、通報受付者及びコンプライアンス通報に係る調査に従事する者は、自らが当事者となる事案の処理に関与してはならない。

- 2 学外者でコンプライアンス通報に係る調査に従事する者は、法人及び通報者、被通報者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

(公的研究費の不正使用に関する事案の場合の特例)

第 22 条 第 11 条第 2 項に規定する判断に際し、管理者が、公的研究費の不正使用に関す

る事案と認めた場合、第 12 条、第 13 条、第 14 条及び第 19 条の規定にかかわらず、予備調査、コンプライアンス委員会による本調査、調査内容の審理及び認定、被通報者に対する弁明の機会の付与、認定内容に対する不服申立て、関係機関への報告等の措置をとらなければならない。

2 前項に規定するもののほか、必要な措置等については、別に定める。

(研究活動上の不正行為に関する事案の場合の特例)

第 23 条 第 11 条第 2 項に規定する判断に際し、管理者が、不正行為の態様、事案の内容、不正とする科学的な合理性のある理由が示されており研究活動上の不正行為に関する告発として受け付ける事案と認めた場合、第 12 条、第 13 条、第 14 条及び第 19 条の規定にかかわらず、予備調査、研究不正調査委員会による本調査、調査内容の審理及び認定、被通報者に対する弁明の機会の付与、認定内容に対する不服申立て、関係機関への報告等の措置をとらなければならない。

2 前項に規定するもののほか、研究不正調査委員会及び必要な措置等については、別に定める。

(雑則)

第 24 条 この規則に定めるもののほか、コンプライアンスに関する通報及び相談に必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 20 年 2 月 27 日から施行する。

附 則 (平成 20 年 3 月 26 日規則第 127 号)

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 24 年 9 月 26 日規則第 36 号)

この規則は、平成 24 年 9 月 26 日から施行する。

附 則 (平成 26 年 9 月 24 日規則第 26 号)

この規則は、平成 26 年 9 月 24 日から施行する。

附 則 (平成 27 年 1 月 28 日規則第 49 号)

この規則は、平成 27 年 1 月 28 日から施行する。

附 則 (平成 29 年 1 月 20 日規則第 48 号)

この規則は、平成 29 年 1 月 20 日から施行する。

附 則 (令和 4 年 12 月 16 日規則第 68 号)

この規則は、令和4年12月16日から施行する。

附 則（令和5年3月28日規則第132号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年4月13日規則第9号）

この規則は、令和5年4月13日から施行する。

違法行為等の内容

- (1) 違法行為等を行っていると思えた（思料する）組織名又は職員等

組織名： _____

職員等の所属・職名、氏名： _____

- (2) 違法行為の内容（できる限り具体的に記載し、書ききれない場合は別紙に記載してください。）

※研究活動上の不正行為に関する告発の場合は、不正行為の態様、事案の内容、不正とする科学的な合理性のある理由を記載すること。

- (3) 通報者の他に違法行為等の内容を知っていると思われる者

所属・氏名

- (4) 違法行為等の発見経緯・証拠資料等の有無

〔発見経緯〕

〔資料の有無〕（有の場合は、写しを添付してください。）

 有 無

通報受付者との連絡方法

- 電子メール（メールアドレス： _____）
- 書面（封書）（あて先： _____）
- 面談（希望する場所： _____ 日時： _____）
- 電話（電話番号： _____）

通報者	所属・職名等	氏名
-----	--------	----

本通報を行うにあたって下記事項を約します。

- 1) 法令及び国立大学法人高知大学におけるコンプライアンス通報等規則を遵守すること。
- 2) 本通報が誠意をもって客観的で合理的根拠に基づいて行われたこと。
- 3) 本通報が人事上の処遇の不满、ひぼう中傷等の個人的な感情によって行ったものではないこと。
- 4) コンプライアンス推進責任者等の行う調査に協力すること。
- 5) 通報した内容及び調査で得られた個人情報はこれを開示しないこと。

通報受付整理番号については記入を要しません。